

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 3 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 6 号

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する
規則

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則（平成16年秋田市規則
第100号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 号を加える。

- (8) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第
22条第 1 項の規定により農地中間管理機構から委託された農業経営基
盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 7 条第 1 号に規定する農地売
買等事業に関する事務

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。